

令和3年8月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	56	49	54	64	60								283
問い合わせ	3	7	4	3	5								22
要望	0	0	0	0	0								0
計	59	56	58	67	65	0	0	0	0	0	0	0	305
(前年度計)	(79)	(93)	(76)	(77)	(69)	(58)	(71)	(85)	(69)	(75)	(72)	(70)	(894)

多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	6	2	4	5	3								20
(前年度)	(10)	(4)	(3)	(2)	(4)	(1)	(2)	(1)	(2)	(2)	(2)	(5)	(38)

年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	0	1	1	1	2								5
20歳代	6	2	9	7	8								32
30歳代	9	8	9	10	8								44
40歳代	15	7	9	6	12								49
50歳代	9	7	10	6	8								40
60歳代	7	6	5	13	8								39
70歳以上	12	19	13	20	16								80
その他・不明	1	6	2	4	3								16
計	59	56	58	67	65	0	0	0	0	0	0	0	305

今月の相談事例

中学生の息子宛に筋肉増強サプリメントが届き、請求金額は7980円となっていた。息子に確認すると、スマホで「お試し500円」という広告を見て申込んだ、お試しのサプリメントは受け取り500円はコンビニから支払った、それで終わりと思っていたと言う。どうしたらよいか。

センターからのアドバイス

定期購入の契約になっていたと考えられます。中学生なので未成年者契約取り消しが可能です。取り消しの書面を業者に送付するようアドバイスしました。

民法が改正され2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これにより、18歳でも法定代理人の同意なく契約が出来るようになります。そのため、現在は20歳未満であれば未成年者契約取り消しが可能ですが、2022年4月からは18歳から19歳の方は取り消しが出来なくなります。18歳の高校生でも成人とみなされますので注意が必要です。契約する際は、両親や周りの大人に相談してからにしましょう。不安な時は、古河市消費生活センターにご相談ください。